



袋井警察署から「交通規制の要望」に対するお願い

交通規制要望で、袋井警察署・警察本部（公安委員会）が考慮する点は、以下の項目のとおりです。

○ 交差点用信号機・押しボタン式信号機

ポイント	● 重大人身事故発生の危険があるか。
	● 近接して信号機は設置されていないか。
	● 交通量や交通の流れはどうか。（変化がなければ設置は行いません。）
	● 車両がすれ違うことができる十分な幅員はあるか（車道 5.5m以上）
	● 変形した交差点(5 差路など)でないか。複雑な場合、一方通行や道路の一部を封鎖することはできるか。
	● 信号機が新設された場合、近接した信号機等は廃止又は移設可能か。
	● 信号機の機械や柱を設置できる場所はあるか。
● その他、真に必要性のある場合。	

○ 横断歩道

ポイント	● カーブの頂点付近、上り坂（下り坂）等、見通しの悪い場所ではないか。
	● 新しい道路が供用する場合、交差点事故防止に必要不可欠な場所か。
	● 小中学校の通学路として指定されているか。横断者の利用実態はあるか。
	● 特定の時間帯のみならず、日中を通じて横断者の利用実態はあるか。
	● 近接して横断歩道が設置されている場合、交通量や交通の流れに変化があったか。（前後の近接した横断歩道は廃止できるか）

○ 一時停止規制

ポイント	● 交通事故の発生または重大事故発生の危険があるか。
	● 新しい道路が供用する場合、出合頭事故防止に必要不可欠な場所か。（交通量・交通流況）
	● 見通しの悪い交差点か。（丁字路交差点などは、車両が減速されるなど左右確認が履行されるため、原則、設置しない）
	● 昼夜を通して交通量が多い場所であるか。（歩行者含む）
	● 交通が限定的である場合（住宅街、抜け道としての利用がない等）は実施しません。

○ その他の交通規制

ポ イ ン ト	<p>● 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制は、交通量が多いカーブ前後や、追越しが多い区間のみを実施。</p>
	<p>● 通行禁止規制（朝の時間帯の歩行者用道路など）は、通行車両の不利益や迂回路となった沿道住民の不満が生じるため、それらの方の理解や承諾等が必須条件となります。</p>
	<p>● 速度規制は、速度規制基準により設定され、 道路実情・交通量・交通流・道路構造・道路沿道の状況 学校、病院等の公立施設の有無 等を調査した上で決定します。 ※ 速度規制の変更 令和8年9月頃から、生活道路では法定速度が60km→30kmに変更になります。現在センターラインのない、概ね幅員5.5m以下の道路は30kmになります。 速度規制を引き上げること（40km→50kmなど）は、十分な幅員や歩道が設置されていることなど沿道状況を考慮して可能な場合がありますが、<u>逆に速度を引き下げること（40km→30km）は、物理的に走行速度を引き下げることができる用件が必要となります。（センターラインを抹消するなど車道幅員を狭くする）</u> 特に30kmの新設要望は、歩道有無・幅員・車線数・沿道状況などが考慮されるため、単に「スピードが速い車が通る・通学路で危険」等では規制は実施できません。</p>

上記の点などを総合的に検討した上で、真に必要なものものに交通規制を実施することとしています。

提出された要望のうち、交通規制が実施されない場合は、道路管理者と協力して、交通安全啓発及び交通事故防止用の交通安全施設等の設置などを検討します。

また、交通規制は、道路交通法により「交通の安全」と同時に「交通の円滑」も考慮しなければならないことをご理解願います。

※ 昨年と同様の要望については、警察で把握しているため、再提出は不要です。ご質問等ありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

※ 要望場所には、「目標物（店舗等）」、「直近の建物地番」を記載してください。

※ 過去1、2年の間に警察が回答しているものについて、再度要望しても規制の実施はできません。（交通の流れの変化により、危険な状態が生じた場合は除く）

交通規制に関する問合せ先

袋井警察署交通課規制係
0538-41-0110
（内線435）